

令和8年度 鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金

【一般社団法人鳥取県経営者協会への間接補助事業】

1 制度概要

誰もが働きやすい職場環境整備や女性の人材育成等に取り組む企業に、その経費の一部を補助します！

2 補助対象者等

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業、鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業 ⇒以下①～⑥全ての申請可能

鳥取県男女共同参画推進企業 ⇒以下①、②、③のみ申請可能

3 補助内容

※鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業、鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業であっても、登録から一定の期間が経過している場合は補助制度をご活用いただけない場合があります。

支援メニュー	対象経費	補助率	補助上限額	活用の事例
①女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費	1 / 2	10万円	女性の採用説明会開催に要する費用 採用パンフレット・チラシ作成費 等
②誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費		25万円	女性更衣室等の整備・備品に要する費用 従業員の特性に配慮したトイレ整備費 等
③健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費	1 / 2等 (※1)	10万円	従業員等の健康課題への意識醸成に要する費用 外部相談窓口の活用等に要する費用 フェムテック製品・サービスの活用に関する経費
④女性のキャリアアップ等支援	キャリアアップのための人材育成研修や資格取得等に要する経費	1 / 2	10万円 20万円(※2)	研修開催に要する講師謝金・旅費 資格取得に要する講習料・テキスト代 等
⑤離職者雇用奨励金	育児・介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金		1企業あたり 30万円	—
⑥育児休業復帰支援	育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費		月額上限10万円 (最長3ヶ月)	—

(※1) 外部相談窓口の活用経費は対象経費の10分の10、(※2) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業の限度額

4 募集期間及び事務の流れ

令和9年2月26日(金)まで

※予算の範囲内で先着順とし、募集期間までに締切の場合もあります

交付申請
(企業→経営者協会)

交付決定
(経営者協会→企業)

実績報告
(企業→経営者協会)

額の確定・支払
(経営者協会→企業)

【問合せ先】一般社団法人鳥取県経営者協会 (〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取商工会議所ビル4階)

電話:0857-22-8424 電子メール:contact@torikeikyo.or.jp

(参考)健康課題支援メニューについて

自社での健康課題に対する取り組みの実践により、経営者や従業員が働く上での健康上の課題について理解を深め、お互いに配慮できる職場雰囲気づくりと、従業員が健康課題を抱えつつも相談支援・休暇制度等を活用しながら継続して働くことができる環境づくりを行う企業を支援します！

1 対象者	以下の全てを満たす企業 ①鳥取県男女共同参画推進企業であること。 ②本補助金以外に同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受ける予定がないこと。 ③県税の滞納がないこと。 ④暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
2 対象事業	～例えば以下のような取組が対象になります！～ ①男女の更年期障がいがあるようだが、自社で研修会をして経営者・従業員の知識を深めたい・・・ →社内研修の開催経費 ※講師謝金・旅費、資料の印刷製本費など ②自社の社内報に生理やヘルスリテラシーに関する記事を書いて、従業員の理解を深めたい・・・ →記事の原稿作成経費 ※専門家への原稿執筆費用など ③健康課題に配慮した職場環境づくりのため、チラシを作成し職場での意識醸成を図りたい・・・ →チラシ作成経費 ※デザイン、印刷製本費など ④オンラインの外部専門家相談窓口を活用し、従業員がいつでも気軽に健康相談できる体制を作りたい・・・ →外部専門家相談窓口の活用経費 ※登録費用、月額基本使用料など ⑤女性従業員が自身で体調管理や情報収集できるようにして、健康リスクや心理的負担を軽減したい。 →フェムテックアプリを使った社員向けセルフケアシステムを導入 ※登録費用、月額基本使用料など
3 対象経費	「対象事業」の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料等
4 補助率	対象経費の2分の1 ただし、外部専門家相談窓口の活用経費は対象経費の10分の10
5 補助金額上限	100千円
6 補助対象期間	(交付決定日)から令和9年3月31日まで